

令和2年10月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年10月20日(火) 午後1時00分～午後2時05分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 渡部 佳子

委員 豊田 雅之

委員 井上 美鈴

職員

教育部長 岩埜 伸二

教育部参事兼学校教育課長 今井 克彦

学校給食課長 重城 秋子

文化課長 小高 幸男

まなび支援センター所長 前田健太郎

図書館長 森田 益央

中央公民館長 星野 隆弘

(会議事務局)

教育総務課課長補佐 古賀佳代子

教育総務課主任主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案なし)

5. 議 案

議案第22号 文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第23号 木更津市指定文化財の指定について

6. 報告事項

報告第13号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和2年度教育費10月補正予算案)について

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、令和2年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、井上委員にお願いいたします。

また、前回9月定例の会議録につきましては、豊田委員と私が確認しそれぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第22号「文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部長

議案第22号「木更津市文化財保護審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し

上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、木更津市文化財保護審議会委員について10月31日で任期満了を迎えることから、木更津市文化財保護条例第18条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により議決を得ようとするものでございます。今回委嘱を予定している候補者は全5名であり、任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日までとなります。なお、候補者の所属等につきましては3ページの参考資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、本審議会の開催回数等について簡単にご説明いただけますでしょうか。

○小高文化課長

本審議会につきましては、年3回開催されております。

○井上委員

この審議会の委員につきましては、どういう専門分野の方が選ばれるのでしょうか。

○小高文化課長

基本的には木更津の文化財に精通している方という基準で選定させていただいております。分野としては歴史に関する事、自然に関する事等になります。

○井上委員

今回委嘱される委員の方の中に、専門が西洋美術史と記載のある方がいらっしゃいますが、その方はどういった経緯で選ばれたのでしょうか。

○小高文化課長

この方につきましては、専門は西洋美術史でございますが、これまでの経歴といたしまして千葉県教育振興財団文化財センターの技術補佐員等を勤めていらっしゃいます。また西洋美術史のほか、日本の美術史にも精通されておりますので選定させていただきました。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第22号「木更津市文化財保護審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第23号「木更津市指定文化財の指定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部長

議案第23号「木更津市指定文化財の指定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料4ページをご覧ください。本議案は、令和2年9月7日に木更津市文化財保護審

議会から答申のありました「庚申塚9号墳出土方頭大刀」及び「宮脇遺跡出土奈良三彩小壺 附伴出土師器」を木更津市文化財保護条例第4条第1項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとする事について、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第16号の規定により議決を得ようとするものでございます。なお、指定しようとする文化財の詳細につきましては、この後文化課長よりご説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○小高文化課長

それでは市指定文化財の指定につきまして、説明させていただきます。

議案資料の4ページの木更津市文化財保護審議会からの答申書(写)をご覧ください。今回、議決いただく文化財の名称は、「庚申塚9号墳出土方頭大刀」および「宮脇遺跡出土奈良三彩小壺」でございます。

「庚申塚9号墳出土方頭大刀」は、土地区画整理事業に伴い平成2年度から同4年度にかけて実施した、請西遺跡群の庚申塚A遺跡の発掘調査で出土したものでございます。「宮脇遺跡出土奈良三彩小壺」は、山砂採取事業に伴い、昭和62年度から平成3年度にかけて実施した宮脇遺跡(田川地区)の発掘調査で出土したものでございます。「附伴出土師器」については、小壺と同じ場所で出土したもので併せて指定候補とするものでございます。

員数はそれぞれ1口で、所有者は木更津市です。現在、郷土博物館金のすずで保管しております。種別は、有形文化財(考古資料)でございます。

以上の2件につきましては、平成30年8月8日開催の平成30年度第1回文化財保護審議会において、事務局から指定文化財候補として提案したものであり、その後、審議会での検討を重ね、委員による実見調査、ご指導をいただきました。

この調査内容を踏まえ、令和元年11月19日開催の令和元年度第2回文化財保護審議会において、正式に市の文化財として指定することの適否につきまして諮問いたしました。

審議会からの答申につきましては、令和2年3月に開催の予定であった、令和元年度第3回の審議会において答申いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたしました。そのため、本年8月20日から同月31日に書面審議により開催いたしました令和2年度第1回文化財保護審議会におきまして、審議会から木更津市の指定文化財として適当である旨の答申をいただいたところでございます。

答申に伴う双方の資料についての内容ですが、「庚申塚9号墳出土方頭大刀」につきましては、「同様の大刀は全国で約30例出土しているが、この中でも金銅製の刀装具を全て残した良好な資料であること、発掘調査により出土状況が明確であること。このため、研究資料としての高い価値を有し、房総の古墳時代後期から奈良時代にかけての飾大刀研究や、古墳時代の終末期を語る上で欠くことができないものであり、木更津市指定文化財(有形文化財・考古資料)として指定することが適切である。」とのご判断をいただいております。

「宮脇遺跡出土奈良三彩小壺」につきましては、「本来存在した蓋を欠くものの、外面の褐釉も明瞭に確認でき、遺存状況は、県内の出土事例約25点の中でもトップクラスの優品で、発掘調査により出土状況が明確な資料であること。県下では文化財に指定されている例はないが、近隣都県では神奈川県相模原市の田名坂上遺跡の出土品が市指定文化財となっているほか、一部欠損しているものが市指定文化財となっている例も見られるとのこと。このため、

研究資料としての価値を有することはもちろん、古代の木更津市域や上総地域と中央・都との文化的なつながりを考える上で欠くことができないものであり、木更津市指定文化財（有形文化財・考古資料）として指定することが適切である。また、小壺に伴って出土している土師器についても、本資料の年代や背景を推定するうえで重要な資料であり、附での指定に値すると考えられる。」とのご判断をいただいております。

以上、2件の資料につきましては、全国的に見ても非常に貴重であり、木更津市の古代を研究する上で、欠くことのできない優品であることから、有形文化財の「考古資料」として指定することが適当であるとの判断がなされました。

議案資料の6ページから13ページに文化財保護審議会の笹生委員（國學院大学教授）作成の調査報告書を添付させていただいておりますので、本議案議決の参考にしていただきたく存じます。以上が令和2年度第1回文化財保護審議会における総意であり、当該資料を市指定文化財（第34・35号）に指定し、保存・継承を図ろうとするものであります。

私からの説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

大刀について、8ページに出土された際の図があるかと思いますが、右上図の足元のものでよろしいのでしょうか。

○小高文化課長

その通りでございます。大刀につきましては棺と一緒に埋葬されており、左足の脇から出土したものでございます。

○井上委員

同じく大刀の説明の中に「金銅製」という言葉が入っておりますが、これはどういった作りになるのでしょうか。

○小高文化課長

「金銅製」につきましては、銅製のものに金を貼ったものであり、いわゆる金メッキのことです。

○高澤教育長

こちらは2点とも、現在の木更津市または近隣市で作られたものではなく、すでに別の場所で作られたものが運ばれてきたという認識でよろしいですか。

○小高文化課長

その通りでございます。奈良三彩小壺につきましては、名称どおり奈良のあたりで作られたものと考えられております。方頭大刀につきましては、正確な場所は分かっていないのですが、やはり奈良を中心とした地域で生産されたものとのことです。

○井上委員

発掘作業については、木更津市は具体的にどのような方をお願いしているのでしょうか。

○小高文化課長

調査の責任者は市の職員となります。その補助作業、いわゆる実際に現地で作業をされている方は市内一般の方を雇用いたしましてお願いをしております。なお、本文化財が出土された当時の発掘作業につきましては、袖ヶ浦市から富津市までの4市にまたがった形で設立されておりました君津郡市文化財センターというものがございました。こちらで調査を行っております。

○井上委員

責任者は市職員とのことでしたが、専門的な知識が必要になることと思います。そういった方を別途雇用していらっしゃるのでしょうか。

○小高文化課長

先ほど市職員と申し上げましたが、市職員の中でも大学で考古学を専攻しており発掘経験を有するもの、また博物館学芸員の資格を有するものがあり、文化課等に配属されております。そういった職員が責任者となります。作業につきましては一般の農家の方にお手伝いいただいておりますが、そういった方にも何年もお願いしておりますので、年々熟練度も上がっております。

○武井委員

今、この文化財についてはどこかに飾られているのでしょうか。

○小高文化課長

保管場所は先ほど申し上げました通り、郷土博物館金のすずになります。しかしながら現在、金のすずにつきましては空調改修工事のため閉館しておりますので、来年度の開館以降ご覧いただけることとなります。

○渡部委員

それぞれの文化財の所在地についてももう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○小高文化課長

方頭太刀については現在の請西東三丁目から四丁目付近となります。建物等で申し上げますと、木更津自動車学校の上辺りです。奈良三彩小壺につきましては田川地区にある遺跡での出土となります。君津市との市境で、近くに東京電力の新木更津変電所がある場所となります。

○高澤教育長

本市や近隣市はかなり古墳が多く存在した地区になりますね。

○小高文化課長

参考といたしまして、本市で発見された遺跡は500箇所以上となります。古墳だけに絞りましたも千葉県は全国での発見数第3位となりますので、かなりの数となっております。

○高澤教育長

まだ発掘されていない遺跡はありますか。

○小高文化課長

本市はかなり開発が進んでおり、特に街中はかなり無くなってしまったのが実情です。街中で残っているのは金鈴塚古墳等、馬来田地区辺りですともう少し残っておりますが

大部分は開発で無くなってしまっております。

○井上委員

古墳は法律的には誰のものになるのでしょうか。土地の所有者でしょうか。

○小高文化課長

基本的に埋蔵文化財は国民的財産という位置づけとなります。しかしながら土地自体は当然ながら土地所有者のものです。土地に残っているものはむやみやたらに掘ったり、傷つけたりできないものとされておりますが、実体としては開発で無くなってしまったものも多く存在します。

○高澤教育長

最後に、今回正式に指定がされると指定日等はいつになるのでしょうか。また、公表はどうなりますか。

○小高文化課長

教育委員会会議での最終決定という形になりますので、本日付けとなります。公表につきましては市ホームページ、広報等でお知らせするとともに、報道各社にも報告をさせていただきます予定です。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第23号「木更津市指定文化財の指定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第13号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費10月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○岩埜教育部長

報告第13号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費10月補正予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料14ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

15ページをご覧ください。10月市議会臨時会に提案する教育委員会に係る令和2年度10月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、18ページのとおり令和2年10月9日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、10月市議会臨時会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、16ページにございますとおり10月12日付けで教育長の臨時代理で処理をし「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る10月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。17ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳出といたしまして、補正前予算額（予算現額）52億1,584万4千円であったところ、50款 教育費を3,115万8千円増額し、総額を52億4,700万2千円にしようとするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。19ページから20ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。なお、今回歳入の項目はございませんが、前回9月補正でもありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算の一部をそれぞれ充当しております。

それでは、19ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 新型コロナウイルス感染症対策事業費の（1）小学校新型コロナウイルス感染症対策事業費942万5千円につきましては、市内小学校で使用する足ふみ式の消毒アルコールディスペンサーの購入のため、増額したものでございます。続きまして、（2）小学校施設レバー式蛇口取替事業費410万1千円につきましては、小学校の屋内水栓について、全てをレバー式に変更するため、増額したものでございます。

続きまして、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 新型コロナウイルス感染症対策事業費の（1）中学校新型コロナウイルス感染症対策事業費482万8千円につきましては、小学校と同様、市内中学校で使用する使用する足ふみ式の消毒アルコールディスペンサーの購入のため、増額したものでございます。続きまして、（2）中学校施設レバー式蛇口取替事業費338万円につきましても、小学校と同様、中学校の屋内水栓について、全てをレバー式に変更するため増額したものでございます。

続きまして、25項 社会教育費、15目 公民館費、説明欄1. 新型コロナウイルス感染症対策事業費255万3千円につきましては除菌マット、また、足ふみ式の消毒アルコールディスペンサー等の購入費として増額したものでございます。

続きまして、20目 図書館費、説明欄1. 新型コロナウイルス感染症対策事業費の（1）図書館内感染症対策事業費31万1千円につきましては、サーモグラフィーの導入、また、足ふみ式の消毒アルコールディスペンサー等の購入費等として増額したものでございます。続きまして、説明欄2. 電子図書館サービス事業費506万円につきましては、市民の外出抑制に向けて、来館せずに利用できる電子図書館サービスを提供するにあたっての初期費用及び維持費として増額するものでございます。

続きまして、30項 保健体育費、20目 学校給食費、説明欄1. 新型コロナウイルス感染症対策事業費の（1）新型コロナウイルス感染症予防改修等事業費150万円につきましては、市内小中学校の給食室、配膳室の水栓について、蛇口をレバー式へと変更するため増額するものでございます。なお、本補正予算につきましては、10月市議会臨時会に上程し10月16日に議決されたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

議案資料19ページ、図書館費の説明欄2. 電子図書館サービス事業費として、電子図書館サービスを始めるとのことですが、もう少し内容を詳しくお聞かせ願えますか。

○森田図書館長

電子図書館サービス事業費につきましては議案資料のとおり、506万円を増額したものでございます。事業といたしましてはいわゆる電子書籍を無料で読むことができるサービスとなります。イメージといたしましては、図書館のホームページにリンクを貼り、専用のサービスにIDとパスワードを使用して入るといった形になります。IDは現状発行している図書館カードの数字に、パスワードは初期設定で生年月日を現状予定しておりますが、その後各利用者でパスワードを変更し、利用いただくこととなります。費用ですが、毎月、月額クラウド利用料といたしまして11万円程度かかる見込みでございます。実際のコンテンツといたしましては著作権保護期間が終了した書籍を電子化したいわゆる青空文庫5,000冊、また、2012年に経済産業省が行った緊急デジタル化事業によって作られました書籍2,300冊程度、こちらにつきましては無料で使用ができ、また複数の方が一度に見ることができます。一方で最近発行された書籍についてはライセンスを購入し提供するといった形になります。ライセンスの購入方法は大きく2種類ありまして、一度購入すると今後無期限で利用できるもの、こちらは平均し1冊4,400円程度となっております。もう一つは新刊等に多く設定されるものではないかと考えられますが、2年間もしくは52回の利用までといった制限がついたライセンスになります。こちらは平均1冊3,000円程度となります。またライセンス購入したものについては、一度に一人の方しか閲覧できない仕組みとなります。今回の増額予算のうち、そういったライセンス料を必要とする書籍については概ね1,000冊程度を想定しており、年度末までに順次入れていくことを予定しております。

また今後のスケジュールでございますが、現在契約の準備を進めているところでございます。契約を締結しましたら、この電子図書館サービスを木更津市仕様になるよう一部設定をしていただく予定です。あわせて、図書館側でもある程度の選書作業を行います。一方で事務手続きといたしまして、現行の図書館管理運営規則が電子図書館という新しいサービスへの対応を想定していない規則であったことにより、その改正を行う必要がございます。こちらは現在の予定ですと、12月定例教育委員会会議に諮ることを考えております。そういった作業を全て完了後、年明けを目途に利用いただけるよう準備を進めております。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・木更津市立小中学校修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を定める告示について

説明：今井教育部参事兼学校教育課長

- ・千葉県金鈴塚古墳出土品重要文化財再指定について

説明：小高文化課長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

小中学校の修学旅行につきましては、木更津市では中止を決定したとのことで先般ご説明をいただいていたところですが、最近文部科学省のほうから中止した学校についても何とか実施できるよう考えていただきたいといった話もあったと聞いております。改めて木更津市としてはどうなのでしょう。

○今井教育部参事兼学校教育課長

本市といたしましては、中止を決定した学校もございますが、基本的には代替といたしまして県内への日帰り旅行等を検討しており、すでに実施した学校もございます。本市においてはそういった状況ですので、今年度については基本的に代替の旅行という方針のとおり進める予定でございます。

○高澤教育長

文部科学省の件は本市としても確認しておりますが、基本的には全く中止の方針にした自治体について、代替等の手段で検討できないかといった趣旨だと聞いております。またG o T oキャンペーンが修学旅行でも利用できるようになったということも今回通知が出た一因かと考えております。しかしながら先ほど説明がありましたように、本市としては代替での実施をしているという点でこれ以上の再考はしない予定でございます。

○武井委員

2点ございます。まず1点目として、小中学校の中でコロナ感染が怖くて登校されていないといったお子さんはいらっしゃるのでしょうか。2点目として、学校の掃除をどうされているのかお聞きしたいです。私どもの時代は雑巾でしたが、例えば掃除機等を使ったりしているのでしょうか、なければ今後そういった方針に変えられるのでしょうか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

まずコロナでの登校拒否ですが、直近の数字は把握しておりませんが、夏季休業明けにも数名いたと聞いております。

○武井委員

もしそれが今も続いていると、勉強の遅れ等が気になる場所ですね。

○今井教育部参事兼学校教育課長

おっしゃる通りでございます。ただ、そういったご家庭については学校で連絡を取り、学校での課題を出す、家庭訪問をして授業のプリントを渡す等の対応をしております。

もう1点、掃除でございますが、現在掃除機を使つての掃除は学校では行っておりません。今後使用できればといったところはございますが、現状はまだ検討はされておられません。

○井上委員

先ほどの武井委員の質問の続きになってしまうのですが、コロナ感染が怖くて登校できていないお子さんについては、どういった背景があるのでしょうか。例えばもともと持病等があつて体が弱い、またはコロナに対する不安が大きいといったことも考えられるかと思いますが。

○今井教育部参事兼学校教育課長

具体的に個別の理由については把握しておりませんが、当初は両方ございました。ただ今はいらっしゃらないとは考えているのですが、正式な把握はできておりません。

○高澤教育長

他になれば、その他を終了いたします。

以上をもちまして、令和2年10月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員